

## 新型コロナウイルスに関する注意喚起（第9報）

2020年3月17日（火）

パプアニューギニアにお住まいの皆様及び渡航中又は渡航予定の皆様へ

●17日、ジェルタ・ウォン保健大臣は、COVID-19が検疫伝染病であること及びCOVID-19の国際的拡大により検疫法上の措置が必要な非常事態であることを宣言すると共に、入国制限に関する措置の内容を官報（16日付）にて公示しました。

●同官報によると、日本は入国制限対象国に入っておらず、今後90日間、PNG行きの船舶又は飛行機にて出発するまでの14日間の間に、中国本土、韓国、イラン、EU、英、米にいたか又はそれらの国・地域を経由した者は、PNG行きの船舶または飛行機に搭乗することはできない、とされています。

●官報の内容が既に実施されているかどうか定かでないため、当館も引き続き情報収集に努めていく所存ですが、今後PNGに入国予定の方におかれては、右にご留意頂くと共に、当該官報（当館HPに掲載：[https://www.png.emb-japan.go.jp/itprtop\\_ja/index.html](https://www.png.emb-japan.go.jp/itprtop_ja/index.html)）を印刷の上、携行することをお勧めします。

本文

1 3月16日現在、パプアニューギニア国内において新型コロナウイルスの感染事例は確認されていません。

2 3月17日現在、PNG政府の新型コロナウイルスに対する入国制限措置等は以下のとおりです。

(1) 空港での到着ビザの一時停止

※オンラインビザ（Eビザ）による申請は実施中

(2) 今後90日間、PNG行きの船舶又は飛行機にて出発するまでの14日間の間に、中国本土、韓国、イラン、EU、英、米にいたか又はそれらの国・地域を経由した者は、PNG行きの船舶または飛行機に搭乗することはできない。

(3) 空路にてPNGに入国する全ての渡航者は、ジャクソンズ国際空港に到着後、入国審査前にPNG保健省特設カウンターで「健康申告書」に必要事項を記入し、提出する必要がある。

(4) 今後60日間、大型船舶及び15人以上が乗船するレジャー用ヨットの入港禁止

(5) 今後90日間、PNGへの入国地を飛行機はジャクソンズ空港（ポートモレスビー）、船舶はモトゥケア港、ラバウル港、レイ港及びマダン港のみとする。

(6) 今後90日間、ポートモレスビー総合病院隔離病棟及び同病院長が指定する病院を臨時検疫所とする。

3 PNG保健省は、新型コロナウイルス感染の可能性や症状（発熱、咳、呼吸困難等）がある場合、PNG保健省ホットライン（+675-7196-0813）に電話連絡し、滞在していた渡航先及び現在の所在地等を通報し、今後の病院での検査等について指示を仰ぐように呼びかけていま

す。

○PNG保健省HP

<https://www.health.gov.pg/subindex.php?news=1>

○PNG保健省フェイスブックページ

<https://www.facebook.com/PNGNDOH/>

○WHO・PNG事務所フェイスブックページ

<https://www.facebook.com/WHOPapuaNewGuinea/>

4 なお、本件措置は今後の新型コロナウイルスの流行状況により、変更になる場合があるところ、詳細情報や追加情報に注意願います。また、PNGに渡航・滞在を予定される方は航空会社や旅行代理店等へ事前に確認の上、最新の情報の入手に努めるよう宜しくお願い致します。

5 新型コロナウイルスは、風邪やインフルエンザと同様に手洗い・うがいなど通常の予防対策が重要です。なお、当館は新型コロナウイルス予防対策として、来訪者の方に対して手のアルコール消毒をお願いしております。皆様のご理解とご協力をお願い致します。

○首相官邸

(新型コロナウイルス感染症に備えて ～一人ひとりができる対策を知っておこう～)

<http://www.kantei.go.jp/jp/headline/kansensho/coronavirus.html>

○厚生労働省HP (新型コロナウイルス感染症について)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708\\_00001.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/0000164708_00001.html)

○厚生労働省HP (感染症関連)

[https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou\\_iryuu/kenkou/kekkaku-kansenshou/index.html](https://www.mhlw.go.jp/stf/seisakunitsuite/bunya/kenkou_iryuu/kenkou/kekkaku-kansenshou/index.html)

このメールは、在留届にて届けられたメールアドレス及び「たびレジ」に登録されたメールアドレスに配信されております。

**【問い合わせ先】**

在パプアニューギニア日本国大使館

住所：Godwit Road, Waigani, Port Moresby, NCD, Papua New Guinea

電話： 3211800

国外からは (国番号 675) 321-1800

E-mail： [sceoj@pm.mofa.go.jp](mailto:sceoj@pm.mofa.go.jp)

ファックス： 323-0153

国外からは (国番号 675) 323-0153

ホームページ： <http://www.png.emb-japan.go.jp/j/index.html>